

勝馬投票券の払戻金は何所得に該当するのか？

平成 25 年 5 月 23 日に大阪地方裁判所（大阪地裁）は、勝馬投票券（馬券）の払戻金を一時所得ではなく、雑所得に該当するとの判決を下しました。そこで今回のトピックスでは、①馬券の払戻金は何所得に該当するのか及び②大阪地裁が本件馬券の払戻金を雑所得に該当すると判断した理由について解説したいと思います。

(1) 馬券の払戻金の取扱い

馬券の払戻金は何所得に該当するのかについては、所得税基本通達 34・1 で一時所得に該当すると定められています。一時所得とは「利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの」という要件を満たすものです（所得税法 34 条 1 項）。

これは、馬券の購入が趣味や娯楽を目的としており、競馬のレースは 1 レースごとに確定する独立した事象であり、馬券の購入行為に継続性が認められないと考えられるからです。

(2) 本件馬券の払戻金の取扱い

大阪地裁が本件馬券の払戻金を雑所得に該当すると認定した理由については、本件被告人の状況が一般的な馬券の購入者の状況と異なることが大きな理由のようです。

具体的には、本件被告人の馬券の購入がソフトウェアを利用した、大量かつ多額、機械的、継続的な行為で実際に多額の利益を生じさせていることから、一定の営利性や継続性があると認定されました。

その結果、「利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得」であり雑所得に該当すると判断されました。

なお、本件馬券の購入が、ソフトウェアを用いて最新のデータに基づいて馬券の購入量を管理、調節している点で、雑所得とされる先物取引や FX 取引と類似していることも指摘されています。

また、馬券の払戻金を一時所得に該当すると定めた所得税基本通達 34・1 が発出された当時、本件のようにソフトウェアを用いて継続的に馬券を購入する行為は想定されておらず、同通達を根拠に画一的に一時所得と判断するのではなく、具体的な事案の内容等を検討した上で実質に見合った所得分類を判断することが求められるという見解も示されました。

本判決では触れられていませんが、本件馬券の払戻金は事業所得に該当するという考え方もありえますが、本件被告人が地方公務員として給与所得を得ており、事業規模を勘案すると、雑所得であり事業所得には該当しないと考えられます。

(3) まとめ

本件を踏まえると、一般的には一時所得に該当するものであっても、一定の営利性や継続性、事業規模によっては、雑所得又は事業所得に該当することがあるので、個々の事案の内容に応じて慎重に判断する必要があります。

なお、新聞報道によると国側は、この判決を不服として控訴するようですので、今後の動きに注目したいと思います。

中村慈美税理士事務所

税理士 中村 慈美

税理士 小松 誠志

〒 107-0052

所在地 東京都港区赤坂 2-19-8 赤坂 2 丁目アネックス

TEL 03-5549-9855(代表) / FAX 03-5549-9856

e-mail info@nakayoshi-tax.com

事務所 HP <http://nakayoshi-tax.com/index.html>

中村慈美税理士事務所について

税務相談	
組織再編(M & A)	合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。
不良債権処理・事業再生	バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。
専門家向けアドバイス	弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスを行います。
会計・申告	会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。
税務代理等	
税務調査対応・不服申立	税務調査時の適切な対応等のアドバイスを行います。 不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 重加算税/仮装の事実がないと認定した事例 平成 16 年 5 月 19 日裁決 他
事前照会	国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成 21 年 3 月 31 日回答
意見書作成	税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。 【業務実績の紹介】 ・ ブルドックソース事件についての意見書作成ブルドックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件（申立審（東京地方裁判所）） 他 「ブルドックソース事件の法的検討-買収防衛策に関する裁判経過と意義-」（商事法務）に意見書が掲載されています。
会社設立・各種届出	会社設立前相談から設立後届出まで行います。
講演	専門家等へのセミナーを行っております。
執筆	組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。